

募集要領

1 概要

滋賀県高島市新旭町饗庭3356番地1に所在する航空自衛隊饗庭野分屯基地において、職員及び来訪者等の利便性を確保するため、自動販売機の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 募集資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保されるものであること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

滋賀県高島市新旭町饗庭3356番地1に所在する航空自衛隊饗庭野分屯基地

4 設置期間

令和6年4月1日（月）～令和11年3月31日（土）

必要に応じ、一度に限り5年以内の期間で更新することができる。

5 設置条件

(1) 国設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

- (2) 販売禁止品目
飲料のうち、アルコール飲料及びノンアルコール飲料は販売禁止とする。
- (3) 自動販売機の種類及び設置台数
ア 飲料自動販売機（缶・ペットボトル式） 4台
イ 食品類自動販売機（パン、カップ麺、菓子類又はアイス等） 1台
※ 設置台数は施設の状況等により変更となる場合がある。
- (4) 設置業者数
ア 飲料自動販売機 4者以下
イ 食品類自動販売機 1者
- (5) その他
詳細は、別添仕様書のとおり。

6 国有財産使用料

別紙様式第2「申請書」に記載された提示額に消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を加算した額とする。ただし「行政財産を貸付又は使用許可する場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日付蔵管第1号）により算定した額以上でなければならない。

7 公募説明会（募集要領、仕様書等説明会）

参加を希望する業者は、令和5年10月26日（木）15時までに公募説明会（自動販売機）参加申込書（別紙様式第1）に業者名、氏名等を記入の上、提出すること。

- (1) 開催日時
令和5年10月30日（月）14時（10分前までに入室すること）
- (2) 開催場所
航空自衛隊饗庭野分屯基地 会議室
※ 基地行事等の都合により場所は変更となる可能性がある。
- (3) 携行品
身分証明書（顔写真付き）、募集要領
- (4) 提出先
航空自衛隊饗庭野分屯基地 基地業務小隊 厚生班 和田

8 応募手続等

- (1) 申請書等の提出
設置を希望する業者は、アに示す提出書類を、イに示す提出先に、ウに示す期限までに郵送又は手交により提出すること。なお、提出された書類は返却しない。
- ア 提出書類
(ア) 申請書（別紙様式第2） 1部
設置及び経営を希望する自動販売機の種類（申請を行う機種欄）に「○」を記入し、自動販売機等を設置する面積1㎡あたりに支払う国有財産使用料

を年額（税抜き及び税込み。）で提示すること。国有財産使用料は屋外、屋内の別に提示する。

- (イ) 添付書類 各1部
- a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）
 - b 企画提案書（別紙様式第4）
会社概要及び以下の内容を記載すること。
 - (a) 商品の供給体制
 - (b) 空き容器等廃棄物の回収及び処分方法
 - (c) 電子マネーの対応及びポイント付加等購入時のサービスの有無
 - (d) 省エネルギー・環境対策への取り組み
 - (e) 災害発生時の会社の対応及び自動販売機本体の機能
 - (f) メンテナンス及びアフターサービス
 - (g) 営業所の営業時間及び営業所から饗庭野分屯基地までの所要時間
 - (h) 滋賀県内及び高島市内の自動販売機設置台数（令和5年4月1日現在）
 - (i) 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
 - (j) 要望等があった場合の対応方法及び事故等が発生した場合の対処方法
 - (k) 衛生管理方法及び過去3年間の法令遵守状況
 - (l) 饗庭野分屯基地における営業方針（職員が利用する際の利点、取り扱う品目の種類の多さ等）
 - (m) その他のアピールポイント
- (ウ) 企画提案書附属書類 各1部
- a 自動販売機の設置希望票（別紙様式第5）
 - b 設置する自動販売機の機種、サイズ及び1台当たりの年間消費電力（別紙様式第6）
 - c 自動販売機本体及びゴミ箱の仕様が記載されたカタログ等、販売商品カタログ、その他企画提案書の販売商品がわかる具体的な資料等
- (イ) その他関係書類 各1部
- 応募に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書等の審査は行わず無効とする。）
- a 業務確約書
 - b 法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
 - ※ 個人の場合は提出不要
 - ※ 発行後3ヶ月以内のもの
 - c 営業経歴書（会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等、上記内容が記載されたパンフレット等でも可とする。）
 - d 財務諸表

個人：所得税青色申告決算書、確定申告書

法人：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等

※ 申請日直前1年以内に確定したもの。

e 法人税又は所得税に関する納税証明書

個人：その3の2（「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと。）

法人：その3の3（「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと。）

※ 発行後3ヶ月以内のもの

f 会社概要（様式は問わない。上記c 営業経歴書又はその内容が記載されたパンフレットを提出する場合は、会社概要は不要。）

g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し又は営業届出書の写し（該当する場合のみ）

h 誓約書（別紙様式第8）

i 役員名簿（別紙様式第9）

j 一部業務委託に係る申請書（別紙様式第10）

※ 業務の一部を第三者に委託する場合

k 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

※ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

〒520-1531

滋賀県高島市新旭町饗庭3356番地1

航空自衛隊 饗庭野分屯基地 基地業務小隊 厚生班（担当：平、和田）

電話0740-25-4343（内線254）

ウ 提出期間

令和5年10月30日（月）15時～同年11月24日（金）15時

(2) 募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、原則、失格とする。

ア 提出書類が提出期間を過ぎて提出されたとき。

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさないとき。

ウ 提出書類等に虚偽の記載があったとき。

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められるとき。

オ 防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（防衛省共済組合のときは管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある又はしているとき。

- カ 「申請書」(別紙様式第2)において、令和5年度の国有財産使用料を下回る金額を提案したとき(公募説明会において具体的金額を提示)。
- キ 令和6年度以降の国有財産使用料を支払うことができないとき。
- ク その他、違背と認められる行為が確認されたとき。

(3) 提出書類の変更の禁止

原則、提出後の変更(修正、差し替え、削除、追加)を禁止とする。

9 業者選考及び設置場所の決定

- (1) 提出された企画提案書等に基づく書類選考による総合的審査の上、評価の序列をつける。その際、申請書に記載する国有財産使用料の提示額も審査の対象を含む。

なお、書類選考において審査により決しない場合には、別途指定する日時に抽選を行う。

- (2) 序列により設置業者及び設置場所を決定する。

- (3) 決定業者発表後から業務履行開始日までの間に、決定業者の辞退及び失格等があった場合は、原則、次点の業者を決定業者に繰り上げるものとする。

なお、決定結果については、異議を申し立てることができない。

10 決定業者発表

- (1) 発表日

令和5年12月8日(金)

- (2) 方法

各社へ担当より電話にて連絡する。

11 業者決定後の提出書類

決定業者は、(1)に示す提出書類を、(2)に示す提出先に、(3)に示す期限までに郵送又は手交により提出すること。

なお、様式等の詳細は別途連絡する。

- (1) 提出書類

ア 国有財産使用許可申請書

イ 使用面積の分かる図面等

- (2) 提出先

〒520-1531

滋賀県高島市新旭町3356番地1

航空自衛隊 饗庭野分屯基地 基地業務小隊 厚生班(担当:平、和田)

- (3) 提出期限

令和5年12月22日(金)17時

12 業者決定までのスケジュール

- (1) 公募説明会
令和5年10月30日（月）14時
- (2) 申請書の提出
令和5年10月30日（月）15時～同年11月24日（金）15時
- (3) 決定業者発表
令和5年12月8日（金）

13 その他

募集要領等について質問がある場合は担当へ連絡すること。

公募説明会（自動販売機）参加申込書

- 1 日 時：令和5年10月30日（月）14時00分から（13時50までに入室）
 - 2 場 所：航空自衛隊饗庭野分屯基地 会議室（庁隊舎1階）
 - 3 携行品：身分を証明できるもの（顔写真付き）、募集要領
- ※ 参加申込書を提出していない業者は本説明会への参加を認めない。

【当日面会先】基地業務小隊厚生班 和田（ワダ）

電 話：0740-25-4343（内線254）

F A X：0740-25-4343

フリガナ	
業者名	

参加者①

フリガナ	
氏名	
電話番号（会社）	
電話番号（携帯）	
F A X 番号	

参加者②

フリガナ	
氏名	
電話番号（会社）	
電話番号（携帯）	
F A X 番号	

- ※ 令和5年10月26日（木）15時までに郵送、手交又はFAXでお申込みください。
FAXの場合は、送信後に必ず確認のお電話をお願いします。
- ※ 提出後、参加者が変更になる場合は、速やかに連絡してください。

受付No.	
-------	--

受付日	
-----	--

※この欄への記入は不要です。

申請書

令和 年 月 日

航空自衛隊
饗庭野分屯基地司令 殿本社(店)所在地
商号又は名称

代表者氏名 印

法人・個人の別 法人・個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

滋賀県高島市新旭町饗庭3356番地1に所在する航空自衛隊饗庭野分屯基地において、自動販売機を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

〈申請を行う機種〉

機種	申請機種
①飲料自動販売機(缶・ペットボトル)	
②食品自動販売機(食品、アイス)	

申請を行う機種に「○」を記入すること。

〈国有財産使用料〉

【屋内】年額 _____ 円/m²(税抜き) 年額 _____ 円/m²(税込み)

【屋外】年額 _____ 円/m²(税抜き) 年額 _____ 円/m²(税込み)

(設置後支払うことのできる1m²あたりの年間国有財産使用料(税抜き及び税込み)を記入すること。)

※ 商号又は名称、代表者、担当者にフリガナを振り、登録印を押印すること。

企画提案書

会社概要

業 者 名	
本 社 所 在 地	
設 立 年 月 日	
資 本 金	
社 員 数	
店 舗 ・ 営 業 数	
売 上 高	

饗庭野分屯基地における企画提案

主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）

a 商品の供給体制
b 空き容器等廃棄物の回収及び処分方法
c 電子マネーの対応及びポイント付加等購入時のサービスの有無
d 省エネルギー・環境対策への取り組み
e 災害発生時の会社の対応及び自動販売機本体の機能
f メンテナンス及びアフターサービス
g 営業所の営業時間及び営業所から饗庭野分屯基地までの所要時間
h 滋賀県内及び高島市内の自動販売機設置台数（令和5年4月1日現在）
i 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
j 要望等があった場合の対応方法及び事故等が発生した場合の対処方法
k 衛生管理方法及び過去3年間の法令遵守状況
l 饗庭野分屯基地における営業方針（職員が利用する際の利点、取り扱う品目の種類の多さ等）
m その他のアピールポイント

自動販売機の設置希望票

飲料自動販売機
缶・ペットボトル式1台

No.	設置場所	台数	設置予定面積 (横幅×奥行)	希望順位

業務確約書

令和 年 月 日

航空自衛隊
饗庭野分屯基地司令 殿

「航空自衛隊饗庭野分屯基地における自動販売機の設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約いたします。

本社(店)所在地
商号又は名称

代表者氏名

印

法人・個人の別 法人・個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

※ 商号又は名称、代表者、担当者にフリガナを振り、登録印を押印すること。

誓約書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長
近畿中部防衛局長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

一部業務委託に係る申請書

令和 年 月 日

航空自衛隊
饗庭野分屯基地司令 殿

本社(店)所在地
商号又は名称

代表者氏名 印

以下のとおり一部業務を委託することについて申請します。
なお、申請者は委託に係る一切の責任を負うこととします。

記

1 委託概要

委 託 内 容	
委 託 期 間	
委託先の商号又は名称	
委託先の本社(店)所在地	

2 履行体系図

※ 商号又は名称、代表者、担当者にフリガナを振り、登録印を押印すること。